

第十七条の二第十四項を削り、同条第十五項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第十七条の二の二第一項中「この項において」を「この項及び次項において」に改め、「。次項において」「対象期間」という。」を削り、同条第二項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一项」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第七

項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第七項中」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中」の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の

二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

第十七条の二の三第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、同条第七項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第七項中」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等に

において機械等を取付した場合は、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。」と、同法第百四十四條の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七條の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同條第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七條の二の三第二項及び第三項」と、同法第百四十四條の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七條の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同條第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七條の二の三第二項及び第三項」とする」に改め、同條第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二條の四（同法第四十二條の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二條の五、第四十二條の六及び第四十二條の九から第四十二條の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二條の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

(以下「震災特例法」という。) 第十七条の二の三第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」とする。

第十七条の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第五項中「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中

「と、」とあるのは「と、」「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、」と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」とする」に改め、同条第六項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八

項」に改め、  
「第十七条の三」との下に、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」とを加え、  
「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、  
「及び第四十二条の十二の二第二項」を「、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、  
「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の二第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、  
「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、  
「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、  
「の規定を」を「、第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、  
「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、  
同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、  
「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項



(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(震災特例法第十七条の三の二第一項(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」とする」に改め、同条第五項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、「第十七条の三の二」との下に、「同法第六

十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」とを加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」を「、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、」と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(震災特例法第十七条の三の三第一項(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」とする」に改め、同条第五項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、「」第十七条の三の三」との下に「、同法第六十七

条」とあるのは「法人税法第六十七条」とを加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十の二第二項」を、「第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の四第一項中「並びに前条」を「前条第七項及び第八項」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改める。

第十八条第一項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項の表の第一号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十）」を削り、同表の第二号及び第三号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）」

四)」を削り、同条第二項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改める。

第十八条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改める。

第十八条の三第一項中「第七十二条第一項第一号」の下に「又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」を加え、「同項に」を「同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改め、同条第二項第四号中「以外の事業所」の下に「(産業集積事業に係る主たる業務を行わないことその他の要件を満たす事業所として財務省令で定める事業所を除く。)」を加え、同条第六項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第十八条の五第一項及び第十八条の六第一項中「若しくは第五項」を削る。

第十九条第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改め、「第七十二条第一項第一号」の下に「又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」を加え、「同項に」を「同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改める。

第二十三条第五項中「(外国法人に対する準用)」とあるのは「(外国法人に対する準用)」を「還付)において」とあるのは「還付)」に、「還付)」を「還付)において)」に改める。

第二十四条の二の見出し中「連結中間申告書」を「連結中間申告書等」に改め、同条中「連結中間申告書」の下に「又は地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書(連結中間申告書を提出すべき連結親法人に係るものに限る。以下この条において「地方法人税中間申告書」という。)」を、「

「連結確定申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書に係る課税事業年度(同法第七条に規定する課税事業年度をいう。)」の地方法人税確定申告書(同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書をいう。)」を、「第八十一条の十九第一項本文」の下に「又は地方法人税法第十六条第一項」を、「当該連結中間申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書」を加える。

第二十五条の二第一項中「第十一項」を「第十項」に、「の百分の五十」を「から普通償却限度額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改

め、「第六十八条の十三」の下に、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十五の五」の下に、「第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「及び前項」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「及び第五項」を削り、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「又は第五項」及び「若しくは第五項」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方税法」を加え、「については、同法」を「については、法人税法」に、「とする」を「と、地方税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の六までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同法第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」とする。

第二十五条の二第十五項を削り、同条第十六項中「第六項から第十三項まで」を「第五項から第十二項まで」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十五項とする。



第二十五条の二の二第一項中「この項において」を「この項及び次項において」に改め、「。次項において」「対象期間」という。」を削り、同条第二項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）」に、「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十五の五」の下に「第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を加え、同条第七項中「前条第八項」を「前条第七項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第八項及び第九項」に、「同条第十一項及び第十二項」を「同条第十項及び第十一項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第九項中」を「同条第八項中」に、「同条第十一項中」を「同条第十項中」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第九項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、

法人税法」に、「とする」を」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十条の二の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)」とあるのは「(法人税法)」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九(同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の六までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。 )第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同

法第六十八条の十五の五第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同法第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする。

第二十五条の二の三第二項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十五の五」の下に「第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を加え、同条第七項中「第二十五条の二第八項」を「第二十五条の二第七項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第八項及び第九項」に、「同条第十一項及び第十二項」を「同条第十項及び第十一項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第九項中」を「同条第八項中」に、「同条第十一項中」を「同条第十項中」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第九項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついでには、同法」を「ついでには、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項

の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)」とあるのは「(法人税法)」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九(同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の六までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)

第二十五条の二の三第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同法第六十八条の十五の六第七項中「前